



## 指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の24第1項の規定に基づき、以下のとおり指定障害児通所支援事業者（2事業者）に対して行政処分を行いました。

### 事業者1

#### 1 対象事業者

- 法人名 株式会社きらっと（代表取締役 成田憲彰）
- 所在地 長野市東和田 474-1

#### 2 対象事業所

- 名称 かがやきアカデミー須坂中央教室
- 所在地 須坂市馬場町 1672-1
- サービス種別 放課後等デイサービス

#### 3 処分内容等

- 処分の内容  
指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消し
- 処分年月日  
令和5年12月27日
- 取消年月日  
令和5年12月30日
- 処分の理由  
不正の手段により法第21条の5の3第1項の指定を受けた（法第21条の5の24第1項第8号）
  - 児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）は、各事業所に常勤かつ専任で1人以上配置しなければならないところ、児発管の確保の見通しが無いにもかかわらず、上記1の事業者が既に設置していた別の指定障害児通所支援事業所の児発管であった法人代表者を、一時的にかがやきアカデミー須坂中央教室の児発管として配置し、あたかも確保できているかのように装い、指定を受けた。
  - 常勤の保育士等を1人以上配置しなければいけないところ、常勤職員として配置する予定ではなかったにもかかわらず、常勤職員として配置するとした事実と異なる書類を作成して虚偽の指定申請をし、指定を受けた。

## 事業者 2

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 HOPE to the Future (代表社員 古村泰幸)  
(2) 所在地 上伊那郡辰野町大字伊那富 6098-10

### 2 対象事業所

名称	Ones for You	Ones for You 辰野教室
所在地	岡谷市山下町 2-8-14	上伊那郡辰野町大字伊那富 6365
サービス種別	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援 放課後等デイサービス

### 3 処分内容等

- (1) 処分の内容  
指定障害児通所支援事業者に係る指定の取消し
- (2) 処分年月日  
令和 5 年 12 月 27 日
- (3) 取消年月日  
令和 5 年 12 月 27 日
- (4) 処分の理由  
不正の手段により法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた (法第 21 条の 5 の 24 第 1 項 第 8 号)
- ・ 児発管は、各事業所に常勤かつ専任で 1 人以上配置しなければならないところ、実際には勤務しない者を、児発管として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して虚偽の指定申請をし、指定を受けた。
  - ・ 常勤の保育士等を 1 人以上配置しなければいけないところ、常勤職員を配置するとした事実と異なる勤務表を作成して虚偽の指定申請をし、指定を受けた。

(問合せ先)

担 当 健康福祉部障がい者支援課施設支援係 若林、金井  
電 話 026-235-7149 (直通)  
026-232-1111 (代表) 内線 2393  
ファクシミリ 026-234-2369  
電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

【参考】関係法令(抜粋)

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第21条の5の19 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

2～4 略

第21条の5の24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1)～(7) 略

(8) 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。

(9)～(12) 略

2 略

◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）（～令和3年3月）

（従業者）

第59条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

(2) 児童発達支援管理責任者

(3) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員

2～3 略

4 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）（令和3年4月～）

（従業者）

第59条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定放課後等デイサービス事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 児童指導員又は保育士

(2) 児童発達支援管理責任者

2～4 略

5 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。